

平成30年度特別区一般廃棄物処理業能力認定試験

処分業 問題用紙

受験上の注意

- 受験番号と氏名を解答用紙に記入してください。
 - 受験番号を解答用紙(マークシート)にマークしてください。
 - 解答用紙の「記入上の注意」をよく読んでからとりかかってください。
 - 出題形式は択一方式と記述方式と正誤方式で、あわせて50問出題されています。
 - どの問題も正解は一つです。
 - 択一方式での解答の際は、各問の正解と思われるものを選択肢1.～5.の中から選び、解答用紙(マークシート)にあらかじめ印刷された解答欄の〔1〕～〔5〕の番号のうち、該当する番号にマークして解答してください。
 - 記述方式での解答の際は、各問の正解と思われる語句を1ページの共通語群より選び、解答用紙の裏面に印刷された解答欄にかい書で正確に記入して下さい。
 - 正誤方式での解答の際は、解答用紙の裏面に印刷された解答欄に○または×を正確に記入して下さい。
 - 問題の中で、法令等の名称を次のとおりに略しています。

| | |
|-----------------|----------------------|
| ○「廃掃法」 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| ○「政令」 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 |
| ○「環境省令」又は「施行規則」 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 |
| ○「条例」 | 各区の廃棄物処理条例 |
| ○「規則」 | 各区の廃棄物処理規則 |
| ○「清掃一組」 | 東京二十三区清掃一部事務組合 |
| ○「指定処理施設」 | 清掃一組処理施設及び東京都最終処分場 |
| ○「許可区」 | 許可を受けている区 |
| ○「清掃協議会」 | 東京二十三区清掃協議会 |
- ※その他、各種法令で規定する用語の定義は、この問題においても同様に使用しています。
- “不正行為”又は“不正とみなされる行為”は絶対にしないでください。
 - 終了時間になりましたら、「終了」の指示をします。その指示がありましたら直ちに筆記用具を机の上に置き、指示に従ってください。

共通語群

※ここにあるすべての語を解答に使用するとは限らない。また、それぞれの語を使用するのは一回だけとは限らない。

10 15 20 25 30 40 45 50 60
65 30万 50万 2百万 3百万 1千万 圧力
委託 印刷機 乳母車 煙突 汚染度 温度 改善指示
改善命令 火炎 加温 確認 加熱 火薬類 火薬類取締法
環境大臣 感染性病原体 乾燥 乾熱 気化 記載 業 許可
金属 空気 欠格要件 滅菌 原材料 高压ガス 高压蒸気
厚生労働大臣 高速 再生利用 事業停止命令 集じん 手段
使用 消火器 焼却 焼却残さ 焼却灰 焼却炉 状態 消毒
除菌 助燃 申告 申請 スプリングマットレス 性状 潜熱
占有者 措置命令 台帳 他人 蓄電池 蓄熱 帳簿 通常
通風 低圧空気 定期的 投棄 道路運送車両法 道路交通法
特別管理 届出 取扱い 取入口 取引価格 取引価値 燃焼
燃焼ガス 濃度 廃止 排出 廃肉骨粉 廃プラスチック類
範囲 付属品 部品 不法行為 プラスチック類 分解 ベッド
変更 補助装置 未遂 みだりに 未燃物 無許可 むやみに
名義 滅菌 目的 役員 薬剤 有価物 溶融 予備 流入
利用者 冷却

分野1【問1】

廃棄物の判断基準に関する平成25年3月29日環産発第1303299号環境省通知の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

廃棄物とは… (ア) が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の (イ)、 (ウ) の状況、通常の (エ) 形態、 (オ) の有無及び (ア) の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

分野1【問2】

廃掃法及び条例に基づく廃棄物の種類に関する下記のA～Dの記述のうち正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物のうち家庭廃棄物は、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- B. 事業活動に伴って生じた廃棄物は、必ず事業系一般廃棄物及び産業廃棄物のどちらかになる。
- C. 産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻など6種類と、その他政令で定める動物の死体等14種類の廃棄物をいう。
- D. 特別管理廃棄物の中には、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物のどちらにも該当しないものがある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

分野1【問3】

廃掃法で定められた産業廃棄物と一般廃棄物の区分に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 民宿の石炭ストーブから出た石炭がらは、産業廃棄物である。
2. カーバイド製造炉の補修作業で出たカーバイドかすは、産業廃棄物である。
3. タールピッチは、事業活動の内容によって、一般廃棄物か産業廃棄物かが分かれる。
4. 写真店から排出された廃塩酸は、産業廃棄物である。
5. 事業活動に伴う全てのアルカリ性廃液は、例外なく産業廃棄物である。

分野1【問4】

廃掃法及び政令で定められた産業廃棄物と一般廃棄物の区分に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃タイヤは、廃プラスチック類に分類され、事業活動の種類を問わず産業廃棄物となる。
2. 香料製造業において原料とした植物に係る固形状の不要物は、産業廃棄物となる。
3. ボタは、事業活動の種類を問わず産業廃棄物となる。
4. ペットショップから排出される犬の死体は、一般廃棄物となる。
5. 学習塾から排出される紙くず（PCBが染み込んだもの）は、一般廃棄物となる。

分野1【問5】

廃掃法及び政令で定められた産業廃棄物と一般廃棄物の区分に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. リース後の木製家具は、産業廃棄物となる。
2. と畜場から排出される牛のふん尿は、産業廃棄物となる。
3. 衣服製造工場から排出される合成繊維くずは、産業廃棄物となる。
4. 家電量販店から排出されるハンダかすは、産業廃棄物となる。
5. 工務店による建物の改築に伴って排出される陶磁器くずは、産業廃棄物となる。

分野1【問6】

特別区における一般廃棄物処理のしくみに関する下記のA～Dの記述のうち誤っているものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 家庭廃棄物は、公共処理として各区が計画に基づき収集・運搬し、処理施設で処理する。
- B. 事業系一般廃棄物の処理は、公共処理と事業者処理のいずれかに分けられる。
- C. 事業者処理のうち、事業者が自ら処理するケースを自己処理という。
- D. 事業者処理のうち、処理業者に委託する場合は、収集・運搬する廃棄物の種類によって指定処理施設に搬入することができる。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. 誤った記述はない

分野1【問7】

一般廃棄物処理業の許可制度に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物の処理（自己処理を除く。）は、原則的には、市区町村の固有事務であって、他の者が業としてこれを行うことは禁止されている。
 - B. 国がその業務として、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合は、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
 - C. 再生利用されることが確実であると市区町村長が認めた一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって市区町村長の指定を受けた場合は、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
 - D. 一般廃棄物処理業は、収集運搬業と処分業の2つに区分されている。
- 1. 1つ
 - 2. 2つ
 - 3. 3つ
 - 4. 4つ
 - 5. 誤った記述はない

分野1【問8】

廃掃法では、第9条の8（再生利用に係る特例）で、環境省令で定める一般廃棄物について環境大臣の認定を受け収集・運搬・処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受けずに一般廃棄物を処理できる規定がある。その環境省令で定める一般廃棄物の内容になるよう、

に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ・ 廃ゴム製品（略）
- ・ （ア）
- ・ （イ）（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。）
- ・ （ウ）を含む廃棄物（当該（ウ）を（エ）として（オ）することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）

分野1【問9】

廃掃法では、第9条の9（広域処理に係る特例）で、環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受けずに一般廃棄物を処理できる規定がある。その環境省令で定める一般廃棄物の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ・ 廃（ア）（（ア）の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する（ア）若しくはその（イ）若しくは附属品又は（ア）用消（ウ）の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）第1条の2から第8条までの規定に適合する消火（ウ）が一般廃棄物となったものをいう。）
- ・ 廃幼児用（エ）（（オ）（昭和35年法律105号）第71条の3第3項に規定する幼児用（エ）又はその（イ）若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。）

分野1【問10】

特別区の許可対象廃棄物に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 「普通ごみ」には、弁当がら等が含まれる。
- B. 「しさ」は、水再生センターの貯留槽などの水面に浮かんでいるかすのことである。
- C. 「動物死体」には、動物のふん尿が含まれる。
- D. 「医療廃棄物」には、医療実験に使用された動物の死体が含まれる場合がある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野2【問11】

廃掃法と施行規則で定められた一般廃棄物処分業の許可基準に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を含む。）、焼却施設その他の処理施設を有している必要がある。
2. 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように必要な措置を講じた施設である必要がある。
3. 申請の内容が、各区が定める一般廃棄物処理計画に適合している必要がある。
4. 各区による一般廃棄物の処分が困難であることが前提となる。
5. 浄化槽に係る汚泥又はし尿以外の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その一般廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有している必要がある。

分野2【問12】

廃掃法、政令、環境省令、規則で定められた一般廃棄物処分業の許可基準に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有している必要がある。
2. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有している必要がある。
3. 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有している必要がある。
4. 更新の申請者が個人である場合、区長が別に定める講習会を支店の代表者が修了していても、許可基準は満たされない。
5. 一日あたりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間あたりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設の場合には、東京都知事の許可を受けている必要がある。

分野2【問13】

政令で定められた一般廃棄物処理基準に関する下記のA～Eの記述それぞれについて、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 一般廃棄物の処分は、一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように行うこと。
- B. 一般廃棄物の処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- C. 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、公共水域や地下水の汚染を防止するために必要な排水溝などの設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- D. 屋外で一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
- E. 一般廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

分野2【問14】

施行規則第1条の7で定められた焼却設備の構造の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ア 空気 (ア) 及び (イ) の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- イ 燃焼に必要な量の空気の (ウ) が行われるものであること。
- ウ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- エ 燃焼室中の燃焼ガスの (エ) を測定するための装置が設けられていること。
- オ 燃焼ガスの (エ) を保つために必要な (オ) 装置が設けられていること。

分野2【問15】

平成23年4月1日環境省告示第29号で示されている環境大臣の定める焼却の方法の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ア 煙突の先端以外から (ア) が排出されないように焼却すること。
- イ 煙突の先端から (イ) 又は日本工業規格D8004に定める (ウ) が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ウ 煙突から (エ) 及び (オ) が飛散しないように焼却すること。

分野2【問16】

ダイオキシン類対策特別措置法に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 廃棄物焼却炉（火床面積0.5平方メートル以上または焼却能力50キログラム／時以上。廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの能力を合計する。）は規制の対象となる特定施設に該当する。
- B. 特定施設を設置・変更するには、都道府県知事への届出が必要となる。
- C. 特定施設を設置する事業者は、排出ガスと排出水について毎年1回以上測定する必要がある。
- D. 特定施設である廃棄物焼却炉を設置している事業者は、集じん機で集められたばいじんと焼却灰などについて毎年1回以上測定し、都道府県知事に報告しなければならない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野2【問17】

施行規則第1条の7の2で定める熱分解設備の構造（炭化水素油又は炭化物を生成する場合）の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ア 熱分解室内への（ア）の（イ）を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- イ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び（ウ）を適正に保つことができるものであること（（ウ）については、加圧を行う場合に限る。ウについて同じ。）。
- ウ 熱分解室内の温度及び（ウ）を（エ）に測定できる構造のものであること。
- エ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下同じ。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに（オ）することができるものであること。

分野2【問18】

施行規則第1条の7の2で定める熱分解設備の構造（炭化水素油又は炭化物を生成する場合）の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- オ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（（ア）させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、（イ）の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の（ウ）パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の（エ）パーセント以下である処理（（オ）を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。

分野2【問19】

平成17年1月12日環境省告示第1号で示されている環境大臣が定める熱分解の方法に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。
- B. 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。
- C. 処理に伴って生じたガスは、燃焼させないようにすること。
- D. 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野2【問20】

特別管理一般廃棄物に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- B. 冷蔵庫に使用されているポリ塩化ビフェニル使用部品は、特別管理一般廃棄物である。
- C. 一般廃棄物処理施設からのばいじんの処理物は、処理方法を問わず、特別管理一般廃棄物である。
- D. 感染性一般廃棄物は、そのすべてが特別管理一般廃棄物となる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野2【問21】

廃掃法及び政令で定める特別管理一般廃棄物の処分又は再生の基準に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにする必要がある。
- B. 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの措置を講ずる必要がある。
- C. 「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者は、感染性一般廃棄物を取り扱うことができる。
- D. 特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行ってはならない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野2【問22】

感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合に、感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- イ (ア) 設備を用いて (ア) する方法
- ロ (イ) 設備を用いて (イ) する方法
- ハ (ウ) (エ) 装置又は (オ) (エ) 装置を用いて (エ) する方法

分野2【問23】

感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合に、感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ニ 肝炎ウイルスに有効な (ア) 又は (イ) による方法で (ウ) する方法
ホ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる (エ) が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定するこれらの (エ) に有効な方法により (オ) する方法

分野2【問24】

廃掃法、条例及び規則で定める一般廃棄物処分業の遵守事項に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物処分業者は、環境省令で定める場合を除き、一般廃棄物の処分を他人に委託してはならない。
B. 一般廃棄物処分業者は、許可証を他人に貸与してはならない。
C. 一般廃棄物処分業者は、許可証を事務所又は事業所に備え置かねばならない。
D. 一般廃棄物処分業者は、作業台帳及び運転日報を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し、保存しなければならない。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. 誤った記述はない

分野2【問25】

一般廃棄物処分業者が一般廃棄物の処分を行う際、廃掃法による処理料金の制限が適用されない場合に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）で規定する食品循環資源を処分する場合
- B. 選別作業を行う場合
- C. 医療関係機関等から排出される廃棄物のうち感染性一般廃棄物を処分する場合
- D. 転居廃棄物を処分する場合

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野3【問26】

一般廃棄物処分業の新規許可申請に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1. 法人の場合、区長が定める試験に役員（会計参与を含む。）が合格している必要がある。
- 2. 法人の場合、区長が定める試験を同時に2名以上受験することはできない。
- 3. 個人の場合、区長が定める試験を、業を始めようとする当該個人が合格している必要がある。
- 4. 区長が定める試験の合格の効力は1年間（合格した日から翌年の同日まで）である。
- 5. いずれかの区で処分業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可の申請をする時は、能力認定試験は免除される。

分野3【問27】

一般廃棄物処分業の新規許可申請の方法等に関する下記のA～Eの記述それぞれについて、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 許可申請の手数料は、申請書を提出する前日までに金融機関で納付する必要がある。
- B. 1部の申請書で複数区の許可を同時に申請することができるが、添付書類は許可申請する区の数だけ必要となる。
- C. 「事業開始資金及び調達方法」の提出が必要となる。
- D. 許可日は、申請が受理された月の翌月の1日となる。
- E. 許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査及び立入検査が行われる。

分野3【問28】

一般廃棄物処分業の更新許可申請に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1. 処分業の許可は、2年ごとに更新許可申請を行わなければ失効する。
- 2. 更新許可申請にあたっては、許可期間中に実施される区長が指定する講習会を毎年修了していることが必要である。
- 3. 1部の申請書で複数区の許可を同時に申請することができる。
- 4. 更新許可申請の手数料は、1区につき15,000円である。
- 5. 処分業の場合、申請書の「主たる事務所以外の事務所、事業場」の欄は、申請する処理施設に係る事務所等を記載する。

分野3【問29】

一般廃棄物処分業の許可申請に係る添付書類に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 更新許可申請については、個人の場合、住民票の写しが省略できる。
2. 法人が更新許可申請する場合、損益計算書と株主資本等変動計算書は必須書類となる。
3. 新規許可申請については、処分先の搬入承認に関する書類の写しが必須となる。
4. 新規許可申請に必要な従業員名簿には、特別区一般廃棄物処理業に従事する者(役員を含む。)だけを記入すればよい。
5. 主たる事務所の案内図は、更新許可申請の場合、省略できる。

分野3【問30】

一般廃棄物処分業の変更許可申請に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 変更許可申請の際には、窓口となる清掃協議会に、事前に相談する必要がある。
2. 申請内容が許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査や、必要に応じて立入検査を行う。
3. 変更許可申請の対象となる事項は、「廃棄物の種類、処分の区別又は処分の方法」である。
4. 変更許可後の許可期間は、変更許可前と同様である。
5. 処分業における「廃棄物の種類」に関して「汚でい」の増加は現在許可していない。

分野3【問31】

一般廃棄物処分業の変更許可申請の添付書類に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 廃棄物の種類を変更する際は、処理施設の作業工程を説明する書類である「作業計画書」がつけねに必要である。
 - B. 廃棄物の処分の区別を変更する際は、処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書のすべてがつけねに必要である。
 - C. 廃棄物の処分の方法を変更する際は、処理施設の関係諸官庁の施設設置許可証又は認可書の写しがつけねに必要である。
 - D. 廃棄物の処分の区別を変更する際は、「排出場所及び処理量」【様式No. 22】がつけねに必要である。
- 1. 1つ
 - 2. 2つ
 - 3. 3つ
 - 4. 4つ
 - 5. 誤った記述はない

分野3【問32】

一般廃棄物処分業の変更承認申請に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1. 「作業計画」、「処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力」、「処分先」のいずれかを変更した場合は、新しい許可証が交付される。
- 2. 「処分先」の変更承認申請は、処分業の許可区にだけ出せばよい。
- 3. 変更承認申請が承認された場合には、「変更承認書」が交付される。
- 4. 変更承認事項が複数ある場合は、変更事項ごとに申請するのが原則である。
- 5. 変更承認申請に際し、登記事項証明書を添付する場合は、必ず申請前3か月以内に発行された原本を添付する必要がある。

分野3【問33】

一般廃棄物処分業の変更承認申請の添付書類に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 処分先の変更承認申請の際に、減少する場合の添付書類は原則として不要である。
- B. 処理施設の数量を増加する場合の変更承認申請の際には、処理施設の土地及び建物の登記事項証明書、又は賃貸借契約書の写しが必須となる。
- C. 処分先を増加する場合の変更承認申請の際は、処理施設の作業工程を説明する「作業計画書」が必須となる。
- D. 処理施設の処理能力を増加する場合の変更承認申請の際は、処理施設の案内図、配置図、写真、及び付近の見取図のすべてが必須となる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野3【問34】

一般廃棄物処分業の変更届の方法等に関する下記のA～Eの記述それぞれについて、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 変更届によって新しい許可証を交付する場合、変更前の許可証は返納する必要がある。その際に、紛失・き損により旧許可証を返納できない場合は、事前に再交付申請を行う必要がある。
- B. 法人の代表者の氏名に変更があった場合は、新しい許可証が交付される。
- C. 法人が定款又は寄付行為を変更した場合は、変更した日から10日以内に、清掃協議会に届け出る必要がある。
- D. 取り扱う一般廃棄物の種類が減少した場合は、新しい許可証が交付される。
- E. 郵送により許可証の交付を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出る必要がある。

分野3【問35】

一般廃棄物処分業の人格を変更した場合の取扱いに関する下記のA～Eの記述それぞれについて、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 一般廃棄物処分業の許可を取得してから5年を経過している個人が発起人として設立し、その代表者となった法人が全く同一の内容の処分業を継続する場合は、能力認定試験が免除される。
- B. 処分業の許可を受けている合資会社が合名会社に組織変更し、全く同一の内容の処分業を行おうとする場合は、新たな許可が必要となる。
- C. 処分業の許可を受けている会社が新たに別会社を作った場合、別会社に処分業の許可は引き継がれない。
- D. 処分業の許可を受けている会社（甲）が、処分業の許可を持たない会社（乙）と合併し、新会社（丙）として（甲）と全く同一の内容の処分業を行おうとする際、（丙）が（甲）（乙）の消滅を伴う新設合併の場合は、新たに処分業の許可を取得する必要がある。
- E. 処分業の許可を受けている会社（甲）が、処分業の許可を持たない会社（乙）と合併し、新会社（丙）として（甲）と全く同一の内容の処分業を行おうとする際、（丙）が（乙）の消滅を伴う（甲）の吸収合併として成立した場合は、新たに処分業の許可を取得する必要がある。

分野3【問36】

一般廃棄物処分業用の作業台帳の作成に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1. 作業台帳は、処分業では、区ごとの処理（受入）量を把握するために作成するものである。
- 2. 処分業用の作業台帳は、受入先ごとに作成するものである。
- 3. 複数区の混載されたごみを受入れた場合は、受入れ時に収集運搬業者の運転日報に記載してある数量を控えておくなど、排出場所ごとの数量を把握しておく必要がある。
- 4. 処分業用の作業台帳には、処分（埋立処分を含む。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量を記載する。
- 5. 処分業用の作業台帳の「処分方法別処理量」の項目は、「焼却」「破碎」「その他」の3項目に分類して書いた上で、合計量を記載する。

分野3【問37】

一般廃棄物処理実績報告書の作成に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 実績報告書は、取り扱う一般廃棄物の種類により複数あるため、それぞれの作成方法に従って作成し、清掃協議会へ提出する。
2. 処分業においては、処分施設の所在区ごとに受け入れた全量の集計を行い、区ごとに1部作成し、押印の上で提出する。
3. 処分の実績がない場合は実績なしと表記し、押印の上で提出する。
4. 処分先の内訳は、「区長の指定する処理施設」「自己施設」「その他の処分業者等の施設」に区分し、それぞれ「埋立」「焼却」「その他」に分けて記載する。
5. 専ら再生利用の目的となる廃棄物は、集計に含めてはならない。

分野3【問38】

区別一般廃棄物処理量実績調査票の作成に関する下記のA～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 処分業においては、取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。
- B. 処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと・月ごとに集計し、「民間」の欄の排出場所所在区の欄に記入する。
- C. 処分業においては、記載する処理の区分としては、「埋立」「焼却」「その他」「民間」の4項目に分かれる。
- D. 自己物は、「その他」の欄に記入する。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. 誤った記述はない

分野3【問39】

実績報告書に記載する処理量の単位等に関する下記のA～Eの記述それぞれについて、正しければ○、誤っていれば×を解答欄に記入しなさい。

- A. 「普通ごみ」は、処理重量を表す「t (トン)」で記載する。
- B. 「汚でい」は、処理容量を表す「kℓ (キリットル)」で記載する。
- C. 「廃家電」は、処理台数を表す「台」で記載する。
- D. 「道路・公園ごみ」は、処理重量を表す「t (トン)」で記載する。
- E. 1kℓ未満の端数は、原則小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで記入する。

分野3【問40】

処分業における実績報告書（【様式No. 10】【様式No. 11】）の作成までの手順に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1. 日々の受入れの際に、排出場所ごとの受入量を把握し、作業台帳へ記録する。
- 2. 作業台帳を所在区別・月別にとりまとめ、【様式No. 11】の該当する欄に受入量を記入する。
- 3. 実績報告書は、前年度分を4月末日までに提出する。
- 4. 【様式No. 10】の記入項目「焼却残さ物等の排出量」は、中間処理等の作業工程で発生した残さ物の排出先（処分先）を把握するものである。
- 5. 排出場所ごとに作業台帳を作成することで、【様式No. 11】の施設ごとの集計が容易にできる。

分野4【問41】

立入検査に関する下記A～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物処分業者が適正に廃棄物を処理しているかどうかを確認することを目的として、随時、事務所や事業現場に立入検査を行う。
- B. 立入検査の対象は、廃棄物の処理や施設の維持管理などの状況を把握するために必要な帳簿書類その他の物件である。
- C. 廃棄物の性状等を調べるため、廃棄物等の提供を有償で求めることがある。
- D. 立入検査は、廃掃法第19条及び条例の規定に基づき行われる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野4【問42】

区長による許可の取消し、又は事業の停止命令に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- 1. 一般廃棄物処分業者が欠格要件に該当した場合、区長は必ず許可を取り消さねばならない。
- 2. 一般廃棄物処分業者が不正の手段によって許可を受けた場合、区長は必ず許可を取り消さねばならない。
- 3. 一般廃棄物処分業者が廃掃法に違反する行為をした場合、区長は必ず許可を取り消さねばならない。
- 4. 一般廃棄物処分業者の処理施設が許可基準に適合しなくなった場合、区長は許可を取り消すことができる。
- 5. 一般廃棄物処分業者が違反行為に関与した場合、区長は許可を取り消すことができる。

分野4【問43】

廃掃法第19条に定められた改善命令及び措置命令に関する下記の選択肢1～5の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処分業者が法令に定められた基準に適合しない廃棄物の処分を行っている場合、区長は、期限を定めて処分の方法の変更など必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
2. 改善命令に処分業者が従わない場合、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがある。
3. 法令に定められた基準に適合しない廃棄物の処分により生活環境保全上の支障が生じているなどの場合、区長は当該処分を行った者に対し、期限を定めてその支障の除去などを命ずることができる。
4. 一般廃棄物処分業者からの再委託によって措置命令の対象となる処分が行われた場合は、再委託した一般廃棄物処分業者は、措置命令ではなく事業の停止命令の対象となる。
5. 措置命令に従わない場合、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがある。

分野4【問44】

廃掃法で規定されている、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科の罰則に該当する違反行為の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ・ (ア) で一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行ったとき
- ・ 不正の (イ) により (ウ) 又は (エ) の更新を受けたとき
- ・ 許可を受けず事業の (オ) を変更したとき

分野4【問45】

廃掃法で規定されている、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科の罰則に該当する違反行為の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ・ (ア) に違反したとき
- ・ (イ) に違反したとき
- ・ 自己の (ウ) をもって、 (エ) に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を (オ) とし
て行わせたとき

分野4【問46】

廃掃法で規定されている、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科の罰則に該当する違反行為の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ・ 一般廃棄物を (ア) の (イ) なく輸出したとき
- ・ (ウ) 廃棄物を捨てたとき及びその (エ)
- ・ 違法に廃棄物を (オ) したとき及びその (エ)

分野4【問47】

廃掃法で規定されている、3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科の罰則に該当する違反行為の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- (ア) に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を (イ) したとき
- (ウ) に違反したとき
- (エ) 廃棄物を捨てる又は違法に廃棄物を (オ) する目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき

分野4【問48】

廃掃法で規定されている違反行為とそれに対応する罰則の内容になるよう、に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- 一般廃棄物を (ア) の (イ) なく輸出する (ウ) でその (エ) をしたとき
⇒ 2年以下の懲役若しくは (オ) 円以下の罰金又はこの併科

分野4【問49】

廃掃法で規定されている、30万円以下の罰金に該当する違反行為の内容になるよう、
□□□□に入る語句を1ページの共通語群から選び、解答欄に記入しなさい。

- ・ □(ア)を備えず、□(ア)に□(イ)せず、若しくは虚偽の□(イ)をし、
又は□(ア)を5年間保存しなかったとき
- ・ 業務の□(ウ)又は諸事項の□(エ)の□(オ)をせず、又は虚偽の□(オ)
をしたとき

分野4【問50】

直罰規定及び両罰規定に関する下記A～Dの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 一般廃棄物処分業者が、廃棄物の処理について守るべき義務に違反したときには、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがある。これを両罰規定という。
- B. 一般廃棄物処分業者が法人の場合、代表者が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、法人に罰金が科せられることがある。
- C. 一般廃棄物処分業者が法人の場合、従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、法人に罰金が科せられることがある。
- D. 一般廃棄物処分業者が個人の場合、従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、当該処分業者個人に罰金が科せられることがある。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. 誤った記述はない

平成30年度 特別区一般廃棄物処理業能力認定試験 解答一覧表（処 分 業）

| | | |
|-------------|-----|----------|
| 問1 (記述) | (ア) | 占有者 |
| | (イ) | 性状 |
| | (ウ) | 排出 |
| | (エ) | 取扱い |
| | (オ) | 取引価値 |
| 問2 | 3 | |
| 問3 | 3 | |
| 問4 | 5 | |
| 問5 | 2 | |
| 問6 | 5 | |
| 問7 | 5 | |
| 問8 (記述) | (ア) | 廃プラスチック類 |
| | (イ) | 廃肉骨粉 |
| | (ウ) | 金属 |
| | (エ) | 原材料 |
| | (オ) | 使用 |
| 問9 (記述) | (ア) | 消火器 |
| | (イ) | 部品 |
| | (ウ) | 薬剤 |
| | (エ) | 補助装置 |
| | (オ) | 道路交通法 |
| 問10 | 1 | |
| 問11 | 1 | |
| 問12 | 4 | |
| 問13 (正誤) | A | ○ |
| | B | ○ |
| | C | ○ |
| | D | ○ |
| | E | ○ |
| 問14 (記述) | (ア) | 取入口 |
| | (イ) | 煙突 |
| | (ウ) | 通風 |
| | (エ) | 温度 |
| | (オ) | 助燃 |

| | | |
|-------------------------------------|-----|--------|
| 問15 (記述) ※(エ) (オ)は順 不同。 | (ア) | 燃焼ガス |
| | (イ) | 火炎 |
| | (ウ) | 汚染度 |
| | (エ) | 焼却灰 |
| | (オ) | 未燃物 |
| 問16 | 5 | |
| 問17 (記述) | (ア) | 空気 |
| | (イ) | 流入 |
| | (ウ) | 圧力 |
| | (エ) | 定期的 |
| | (オ) | 冷却 |
| 問18 (記述) | (ア) | 燃焼 |
| | (イ) | 通常 |
| | (ウ) | 40 |
| | (エ) | 25 |
| | (オ) | 再生利用 |
| 問19 | 1 | |
| 問20 | 2 | |
| 問21 | 1 | |
| 問22 (記述) ※(ア) (イ)は順 不同。 | (ア) | 焼却 |
| | (イ) | 熔融 |
| | (ウ) | 高圧蒸気 |
| | (エ) | 滅菌 |
| | (オ) | 乾熱 |
| 問23 (記述) | (ア) | 薬剤 |
| | (イ) | 加熱 |
| | (ウ) | 消毒 |
| | (エ) | 感染性病原体 |
| | (オ) | 消毒 |
| 問24 | 1 | |
| 問25 | 1 | |
| 問26 | 1 | |
| 問27 (正誤) | A | × |
| | B | × |
| | C | ○ |
| | D | × |
| | E | ○ |

| | | |
|-------------------------------------|-----|--------|
| 問28 | 4 | |
| 問29 | 3 | |
| 問30 | 5 | |
| 問31 | 1 | |
| 問32 | 1 | |
| 問33 | 5 | |
| 問34 (正誤) | A | ○ |
| | B | ○ |
| | C | ○ |
| | D | ○ |
| | E | × |
| 問35 (正誤) | A | ○ |
| | B | × |
| | C | ○ |
| | D | ○ |
| | E | × |
| 問36 | 4 | |
| 問37 | 2 | |
| 問38 | 2 | |
| 問39 (正誤) | A | ○ |
| | B | ○ |
| | C | ○ |
| | D | ○ |
| | E | ○ |
| 問40 | 5 | |
| 問41 | 1 | |
| 問42 | 3 | |
| 問43 | 4 | |
| 問44 (記述) | (ア) | 無許可 |
| | (イ) | 手段 |
| | (ウ) | 許可 |
| | (エ) | 許可 |
| | (オ) | 範囲 |
| 問45 (記述) ※(ア) (イ)は順 不同。 | (ア) | 事業停止命令 |
| | (イ) | 措置命令 |
| | (ウ) | 名義 |
| | (エ) | 他人 |
| | (オ) | 業 |

| | | |
|-------------|-----|------|
| 問46 (記述) | (ア) | 環境大臣 |
| | (イ) | 確認 |
| | (ウ) | みだりに |
| | (エ) | 未遂 |
| | (オ) | 焼却 |
| 問47 (記述) | (ア) | 他人 |
| | (イ) | 委託 |
| | (ウ) | 改善命令 |
| | (エ) | みだりに |
| | (オ) | 焼却 |
| 問48 (記述) | (ア) | 環境大臣 |
| | (イ) | 確認 |
| | (ウ) | 目的 |
| | (エ) | 予備 |
| | (オ) | 2百万 |
| 問49 (記述) | (ア) | 帳簿 |
| | (イ) | 記載 |
| | (ウ) | 廃止 |
| | (エ) | 変更 |
| | (オ) | 届出 |
| 問50 | 1 | |